第六条第一項第二号ロ中「講じていること」の下に「（受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く。）」を加える。

第十二条各号列記以外の部分中「及び第三号」を削り、同条第一号中「から第三号まで及び第五号」を「、第二号及び第四号」に改める。

第四十六条に次の二項を加える。

5　今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率を引き下げる場合にあっては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一　今回の財政計算において計算した数理債務の額（給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額から、当該予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額を控除して得た額の全部又は一部（当該額が今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合には、当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とする。以下次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。）について、第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二　過去勤務債務の額から予定利率引下げによる過去勤務債務の額を控除した額について、第一項から前項までのいずれかの規定に基づき計算した額

6　前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合にあっては、特別掛金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。

一　前回の財政計算において計算した特別掛金額のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る部分の額

二　今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額から前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額について、第一項から第四項までのいずれかの規定に基づき計算した額

第六十二条第一号中「（給付に要する費用の額の予想額の現価から標準掛金額の予想額の現価を控除した額をいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定に基づき、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一項の算式を次のように改める。

$$10\log\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

第一項備考第一号を次のように改める。

一　この算式において、$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$、$L_{AE,nk}$、T_0及びTの意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$　当該飛行場において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この号において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間におけるi番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一号で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この号において同じ。）

$L_{AE,ej}$　単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間におけるj番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,nk}$　単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間におけるk番目のものの単発騒音暴露レベル

T_0　規準化時間（秒）とし、一

T　一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

第一項備考第二号中「の値」を「に規定する$L_{AE,di}$、$L_{AE,ej}$及び$L_{AE,nk}$の値」に、「を使用する」を「において離陸し、又は着陸する」に、「飛行時刻等」を「飛行時刻その他の事項」に改める。

第二項中「七十五」を「六十二デシベル」に、「九十」を「七十三デシベル」に、「九十五」を「七十六デシベル」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第七十九号

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第二条第二項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第二条及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百五十三号）附則第二項の規定に基づき、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則（昭和五十三年運輸省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に、「七十五以上」を「六十二デシベル以上」に、「七十五から五ごと」を「六十六デシベル、七十デシベル、七十三デシベル及び七十六デシベル」に改める。

第二条の見出し中「航空機騒音影響度レベル」を「時間帯補正等価騒音レベル」に改め、同条の算式を次のように改める。

$$10\log\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}}+\sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}}+\sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$